

## 2 特殊な扱いをしている部門

### (1) 商業及び運輸部門

通常、経済取引では、商業及び運輸部門を経由して行われるものが大部分です。

この取引経路を忠実に示そうとすると表の形式は複雑になり、産業間取引の実態を分かりにくくします。

このため、取引は各部門間で直接行われたように表示し、商業及び運輸部門へは、それぞれ商業マージン、貨物運賃のみを一括計上します。

### (2) コスト商業及びコスト運賃

上記(1)のような通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動があります。この経費については、各列部門のコスト商業及びコスト運賃として、それぞれ〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に計上します。

例えば、中古品の取引に伴うマージン額(コスト商業)、引越荷物、廃棄物など商品とは考えられないものに係る運送費用(コスト運賃)などが相当します。

### (3) 屑及び副産物

ある一つの財の生産に当たって、生産技術上必然的に、目的とした財の他に別の財(屑・副産物)が一定量だけ生産される場合があります。アクティビティベースの産業連関表では、これらについて特殊な扱いをしています。

平成12年表では、発生した屑・副産物はマイナス計上し、その発生分を「再生資源回収・加工処理」部門に一括して投入させ、当該部門から、回収・加工処理経費を付加した額を需要部門に産出していました。平成17年表では、平成7年表までと同様に、マイナス投入方式で扱っており、「再生資源回収・加工処理」部門には、その活動に係る経費のみを計上し、経費は、屑・副産物に附随して産出されることとしました。平成27年表でも平成17年表の方式で扱っています。

### (4) 帰属計算をする部門

帰属計算とは見かけ上の取引活動は行われていませんが、実質的には効用が発生し、その効用を享受している者がある場合、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計上させることを言います。

#### ① 金融仲介サービス

金融部門の活動のうち、預貯金の管理、受付及び融資業務について、93SNAで提唱された「FISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured : 間接的に計測される金融仲介サービス)」により、計算します。

#### ② 生命保険及び損害保険

$(受取保険料 + 資産運用益) - (支払保険金 + 準備金純増)$  で帰属保険サービスとして計算します。

#### ③ 持家等に係る住宅賃貸料

市中家賃で評価し、帰属家賃として計算します。

### (5) 仮設部門

産業連関表の内生部門の各部門には独立した一つの部門とは考えられないものがあります。これらは、推計作業上の便宜や利用目的を考慮して設けられたもので「仮設部門」と呼びます。

平成27年表の仮設部門としては以下の部門を設定しています。

#### ① 事務用品

各部門で共通して使用される鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品は、企業会計では一般的に消耗品として一括処理されることが多いため、これらを各部門から投入するのではなく、一括して事務用品からの投入として扱います。

## ② 自家活動部門

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がありますが、この活動だけを分離し、投入構造を把握することは困難です。このため、自家活動部門のうち自家輸送を「仮設部門」として独立させます。

平成27年表では「自家輸送（旅客自動車）」、「自家輸送（貨物自動車）」を設けています。

## ③ 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

鉄屑等についてはこれらを主産物とする部門がないため、行部門について仮設部門を設けています。

## (6) 使用者主義と所有者主義

使用者主義は、その生産設備を使用した部門にその経費を計上するという考え方で、所有者主義は、その生産設備を所有する部門にその経費を計上するという考え方です。

近年、物品賃貸業のウエイトが高まっており、部門を設定して物品賃貸業の生産額、粗付加価値を計上する必要が生じてきたため、物品賃貸業を所有者主義により扱うこととしています。

## (7) 政府及び対家計民間非営利団体の活動

政府及び対家計民間非営利団体が行う活動はその活動主体により①市場生産者（公的企業）、②非市場生産者（対家計民間非営利団体）、③非市場生産者（一般政府）に大別されますが、②及び③はその活動の基本原理が一般の産業と異なるため、以下のとおり、特殊な扱いを行っています。

生産額は経費総額をもって計測されるため、営業余剰は計上されません。

産出先は、支払われた料金相当額を、料金を支払った産業又は家計に計上し、残りの額を中央・地方政府消費支出又は対家計民間非営利団体消費支出に計上します。

## (8) 分類不明

いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものですが、このほかに、行及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割も持っています。